

水 質 検 査 証 明 書

No. J2502151
(1 / 3)

和束町環境衛生課 様

令和7年10月14日

水道法20条登録機関 登録番号第259号
飲料水水質検査業登録 兵庫県4水第15号の1
〒675-2113 兵庫県加西市網引町2001番地39
株 式 会 社 H E R
水質検査部門管理者 安保 剛博
T E L 0 7 9 0 - 4 9 - 3 2 2 1
F A X 0 7 9 0 - 4 9 - 1 1 9 9

貴依頼による水質検査結果を次の通り証明します。

試料名	原水	採取区分	サンプリング
採取場所	和束町簡易水道	受託日	令和7年9月22日
採取日時	令和7年9月22日13時30分	採取者	(株)HER 福澤佑亮
天候	晴 気温 29.0℃ 水温 22.0℃	検査場所	(株)HER 検査室
特記事項			

検 査 項 目	単位	検 査 結 果	定量下限値	基準値	検 査 方 法
一般細菌	個/mL	200	0	100以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌		検出	-	検出されないこと	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.003以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005	0.0005以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第7
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.002	0.02以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004	0.04以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.1	10以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第13
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08	0.8以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第13
砒素及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	1.0以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002	0.002以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
1,4-ジニトロベンゼン	mg/L	0.005未満	0.005	0.05以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004	0.04以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002	0.02以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15

備考 細菌、外観等異常の場合は、味の検査を省略することがあります。

水 質 検 査 証 明 書

No. J2502151
(2 / 3)

和束町環境衛生課 様

令和7年10月14日

水道法20条登録機関 登録番号第259号
飲料水水質検査業登録 兵庫県4水第15号の1
〒675-2113 兵庫県加西市網引町2001番地39
株 式 会 社 H E R
水質検査部門管理者 安保 剛博
T E L 0 7 9 0 - 4 9 - 3 2 2 1
F A X 0 7 9 0 - 4 9 - 1 1 9 9

貴依頼による水質検査結果を次の通り証明します。

試料名	原水	採取区分	サンプリング
採取場所	和束町簡易水道	受託日	令和7年9月22日
採取日時	令和7年9月22日13時30分	採取者	(株)HER 福澤佑亮
天候	晴 気温 29.0℃ 水温 22.0℃	検査場所	(株)HER 検査室
特記事項			

検 査 項 目	単位	検 査 結 果	定量下限値	基準値	検 査 方 法
テトラクロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	1.0以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.02	0.2以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
鉄及びその化合物	mg/L	0.33	0.01	0.3以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	1.0以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
ナトリウム及びその化合物	mg/L	5.4	0.1	200以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第20
マンガン及びその化合物	mg/L	0.025	0.005	0.05以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
塩化物イオン	mg/L	3.3	0.2	200以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第13
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	12	1	300以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第20
蒸発残留物	mg/L	44	1	500以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第23
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02	0.2以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第24-2
ジオキシシン	mg/L	0.000001未満	0.000001	0.00001以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第25
2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001	0.00001以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第25
非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005	0.02以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第28
フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.005以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第29

備考 細菌、外観等異常の場合は、味の検査を省略することがあります。

備考 細菌、外観等異常の場合は、味の検査を省略することがあります。